平成１９年（フ）第１４８６号
岡山市北区東古松３丁目３番10―902号、開始決定時の住所岡山市舟橋町１番17号
破産者　矢野　　稔
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第４０２号
北九州市小倉南区曽根新田南３丁目３番24号
破産者　有限会社満徳商事
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２０年（フ）第３２６号
青森市第二問屋町３丁目３番42号
破産者　有限会社工藤船具
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１４３号
栃木県佐野市田沼町865番地
破産者　株式会社長濱商店
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１１０号
東京都東村山市秋津町４丁目28番地４
破産者　平井　輝夫
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１９６号
東京都青梅市大門３丁目13番地の23
破産者　佐藤　妙子
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第５６２号
新潟市南区大通南１丁目256番地
破産者　株式会社萩原商会
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第２６９号
富山県高岡市駅南３丁目10番10号
破産者　有限会社蓮月
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第６４号
奈良県高市郡明日香村大字雷138番地の１
破産者　梶原　幹成
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（フ）第５４４号
奈良県大和高田市東雲町13番19号
破産者　阪田庄太郎
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第６０号
埼玉県飯能市緑町５番地12　オークパレス205、前住所埼玉県飯能市八幡町24番15号プロスピリティ204号
破産者　柳井　秀仁
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２０年（フ）第４４２号
奈良県北葛城郡河合町大字穴闇546番地　レオパレス花水木109号、申立時の住所奈良県大和郡山市南郡山町15番地15
破産者　松島　裕二
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第６２４号
奈良県生駒郡三郷町立野南３丁目９番７号201号室
破産者　谷阪清志こと　竹内　清志
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第２０９８号
広島市中区小町９番７―702号
破産者　濱村美由紀
1　決定年月日　平成21年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第２１９号
盛岡市北山２丁目18番25号
破産者　柴田　節子
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第８７号
岩手県一関市室根町矢越字大畑125番地１
破産者　鈴木　　正
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２０年（フ）第７号
秋田県能代市中和１丁目４番15号
破産者　柴田　　功
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成１９年（フ）第２２６号
福島県須賀川市岩瀬森45番地５サーファーズパラダイス103号、破産手続開始決定時の住所福島県須賀川市あおば町437番地
破産者　安藤　隆行
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係